



労災ニュース 14号

第12回労災裁判が行われました！

10月18日(月)に、第12回目の裁判が行われました。当日の傍聴者は26人。今回も公開の法廷で行われ、前回に引き続き手話通訳は立って行うことが認められました。

§ § 裁判内容 § §

今回は7月26日に行われた証人尋問後に、国から提出された医師の意見書等を裁判所が採用するかどうかになりました。裁判官の合議の結果、国から提出された意見書等は却下され、裁判は結審しました。判決は次回、1月20日(木)です。



§ § 報告会 § §



今回も裁判終了後、弁護士会館に場所を移し、報告会が行われました。初めに支援する会の川津氏から、体調不良の河合会長の代理であいさつがありました。

『今回で第12回となり、長く続いてきた裁判もいよいよ結審した。1月20日が判決となる。その判決を受けての報告会開催も予定しているので、引き続き一層の支援をお願いしたい。』

続いて田門弁護士から、12回を振り返って改めて裁判の経過報告がありました。

『今回で裁判は12回を数える。平成20年10月10日に提訴し、来年の1月20日に判決となった。内山さんは平成14年(2002年)に頸肩腕症候群を発症し、最初に埼玉労働局に労災申請してから7年に亘る長い戦いをしてきた。内山さんと、支援して頂いた埼玉や全国の皆さんに敬意を表したい。』

『私たちはこれまで裁判所に多くの書面を提出してきた。7月26日には、渡辺医師、田代さん、原告の内山さんの証人尋問・本人尋問もあった。その証人尋問後に国が新たな証拠書類を出してきたが、裁判のルールでは証人尋問がある場合には、証拠書類の提出は証人尋問の前に済ませなければならない。そこで本日、時機に後れているとして、その意見書等の書類の却下を申し入れ、裁判長ら3名が別室で合議し、その結果却下となった。国がなぜ今頃追加書類を提出したのかは分からないが、明らかに国の落ち度だった。しかし、裁判に勝訴するかどうかは別問題。もちろん勝つと信じたいが、結果は分からない。1月20日の判決言い渡しにも、今まで通り傍聴も出来るし、引き続き手話通訳が立って行えるよう申し入れる。おそらく判決の言い渡しは皆さんの想像以上に短い時間で、すぐ終わってしまうが、ぜひ皆さん駆けつけて頂きたい。』

次に斎藤CWから、『こちらは渡辺医師、国は町田医師の意見書が出され、証人尋問が行われたが、その後に証拠書類が提出されるのは私自身、初めての経験。もしそれが認められれば、その意見書に対して反論をするために、また渡辺医師の証人尋問をしなければならなくなる。却下されて良かった。今回、田門弁護士の指示のもとに的確に裁判が進められ、あとは判決のある1月まで結果待ち。長い戦いだったが皆さんも一息入れて頂きたい。河合氏が体調を崩されたのが心配だが、判決までには元気になって戻って来て欲しい。』との話がありました。



最後に内山さんからは傍聴へのお礼と、国からの新たな書類が却下されたことへの安堵の気持ちが話されました。また、内山さんが先日、埼玉県聴覚障害者協会高齢部で自身の頸肩腕障害のことを中心に講演をした時、高齢の方々が一生懸命聞き、学ぼうとする姿勢を見せてくれたことに触れ、『発症して7年経つが、当初、聞こえない人から信用を失くすのではないかと、仕事を上げられてしまうのではないかと不安から、頸肩腕症候群を発症したことを隠していた時期もあったが、そうではなく、この問題についてろう者も聴者も一緒に考えることが大切なのだ、改めて思った。』と話しました。

次回はよいよ判決です。どうぞ温かいご支援を引き続きよろしくお願いします。



現在の募金額(10/27現在)

1,511,635円

次回は1月20日(木)

午後1時10分から

(集合:午後12時40分)

集合場所 東京地方

裁判所 705号法廷前

「内山さん労災裁判を支援する会」～登録通訳者の身分保障のために～

【連絡先】さいたま市聴覚障害者協会事務局内

T/F 048-653-7324